
◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第 11、議案第 11 号 松崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例
についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第 11 号は、松崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
であります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 斉藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○8 番（一瀬寿一君） 動議。本案は先ほどの件と同じような変更ですので、質疑、討論を省略し
て、直ちに採決をお願いしたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 8 番、一瀬議員から質疑を終結し、討論を省略されたいとの動議がなされ、
所定の賛同者がおりますので、動議は成立いたしました。

本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を終結いたします。

これより議案第 11 号 松崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を挙手
により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（斉藤 重君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
